ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
信和工業株式会社	福岡県福岡市博多区東那珂一丁目十三番五十八号	機械加工

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 優彩創建株式会社　神奈川県横浜市青葉区奈良町二千四百二十三番地四百一　塗装 株式会社アオノ　静岡県富士市久沢千百十九番地の八　配管 株式会社ＴＯＷＡ　京都府京都市南区久世殿城町五十番地十五　タイル張り 有限会社さくら工業　福岡県北九州市八幡西区上香月四丁目六番十八号　とび	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］